

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

こ どもたちの安全を最優先するために

じどうぎゃくたい かん がっこう つうこくぎむ りかい きょうりよく ねが
～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

もんぶかがくしょう じどうぎゃくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん そうか
文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加
けいこう あり、とくに子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず
はっせい
発生しています。

じどうぎゃくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい
児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

ほうりつ がっこう じどうぎゃくたい そうきはっけん
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

よこはましこども ぎゃくたい まも じょうれい し しみん ほごしゃおよ
また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び
かんけいきかんとう せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎゃくたい まも
関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう
さだ
定めています。

ほごしゃ みなさま こ ども あんぜん まも がっこう じどう
保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童
ぎゃくたいはっけん つうこく りかい ほごしゃ がっこう れんけい こ
虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの
あんぜん みまも たいせい きょうりよく ねが
安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和5年 よこはましきょういくいんかい
横浜市教育委員会

じどうぎゃくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童虐待防止法等に関する法律

だい じょう じどうぎゃくたい そうきはっけんどりよくぎむ 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくしせつ びょういん た じどう ふくし ぎょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしやくいん じどうふくしせつ
学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設
の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

だい じょう じどうぎゃくたい かか つうこくぎむ 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎゃくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せっち ふくしじむしょ
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所
若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告
しなければならない

おとな かた
大人の方へ

こ ぁんぜん まも
子どもの安全を守るために

がっこう ぎゃくたい かのうせい とき
学校は、虐待の可能性がある時は
く やくしょ じどうそうだんしょなど かなら つた
区役所や児童相談所等に必ず伝えます

よこはまし
横浜市では、みんなで子どもを虐待（暴力や食事をあげない等）から必
ずまも
守ります。

ぎゃくたい
虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、がっこう かなら
く
区役所や児童相談所等に伝えます。これは国の法律です。

れいわ ねん ねん
令和5年（2023年）
よこはましきょういくいいんかい
横浜市教育委員会

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

第6条（児童虐待に係る通告義務）

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい
令和5年 横浜市教育委員会

かんれんほうぎ 関連法規

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第222条(脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第249条(恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

こうきょうぶつとうはそん しどう ひようべんさい りかい きょうりよく ねが
公共物等破損にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い
こ こころゆた せいちょう ねが
～子どもたちの「心豊かな成長」を願って～

I ねらい

きょういくしどう いっかん ひようべんさい てつづ もう こ こうきょうぶつ たいせつ
教育指導の一環として費用弁済の手続きを設け、子どもたちの公共物を大切に
こころ そだ みずか こうい たい せきん じかく うなが
する心を育て、自らの行為に対する責任の自覚を促します。

※ じどうせいと こうきょうぶつとうはそん はっせいけんすう しりつしょう ちゅうがっこう
児童生徒の公共物等破損の発生件数（市立小・中学校）

ねん 度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわ ねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度
はっせいけんすう 発生件数	1,035 けん 件	794 けん 件	707 けん 件	616 けん 件	580 けん 件

II ねが
お願い

- 子どもに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、
ちいきしゃかい きょうりよく あ ひつよう ぜんあく ほんだん かねてい こ
地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子
しんじょう りかい しどう きょうりよく ねが
どもの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。
- 子どもが学校がっこうの窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または、
こい ちか じょうきょう はそん ぼあい みずか こうい たい せきん うなが きょうりよくしどう
故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を促す教育指導
いっかん しゅうぜんひよう べんさい ほごしや ねが
の一環として、修繕費用の弁済を保護者にお願ひします。

III うんよう
運用について

- 学校は、子どもが学校の公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い
じょうきょう はそん ぼあい みずか こうい たい せきん じかく ゆた しゃかいせい み
状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身
につけられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長
やくだ じゅうぶん はな あ ねが
に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近
べんさいがく きほんてき めやす こい しゅうぜんひ こい ちか
いものは50%としますが、実情に合わせて柔軟に対応を図ります。